

町田市福祉のまちづくり総合推進条例

整備基準等マニュアル

— 道路・公園・公共交通施設・路外駐車場 —



町田市

2021年3月

はじめに

町田市では、全ての市民が一人ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される社会の実現に向けて、1993年12月に「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定し、1995年7月に施行規則を全面施行しました。

その後、急激な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの進展などにより、福祉のまちづくりにかかわる社会環境も大きく変化しています。また、ユニバーサルデザイン（全ての人にとって安全・安心で利用しやすいもの）や共生社会（自立と共生の理念の下、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会）の考え方も広がりつつあります。こうした社会環境の変化を踏まえ、その都度、条例や施行規則の一部を改正し、全ての人が安心して、快適に住み続けることのできる地域社会の実現を目指した福祉のまちづくりを推し進めてまいりました。

本マニュアルは、最新の条例の目的や考え方に基づき、全ての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い水準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

事業者・設計者・市民の皆様が住みやすいまちづくりを進めるに当たり、このマニュアルが有効に活用されることを期待します。

2021年3月